

## 展示会等状況調査支援事業実施要領

(通則)

第1条 展示会等状況調査支援事業補助金の交付については、秋田県信用保証協会(以下「当協会」という。)の規定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 保証先企業の製品開発や技術力向上等の意欲ある取組やそれを担う人材の育成を支援するため、マーケットのトレンドや顧客ニーズ、企業や業界動向等を体感し、最新の製品や技術、素材等に触れることができる展示会等への視察経費(旅費、宿泊費等)の一部を補助し、企業等の販路拡大やコア技術や連携による新たな市場開拓・異分野進出等の取組を促進するとともに、当協会としてのデータ・ノウハウ等の蓄積を図り、今後の企業支援の取組の参考とする。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、第4条の補助対象事業を自らの費用負担で実施する者という。ただし、当協会を利用している者に限る。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次のとおりとする。

「FOODEX JAPAN2016」の視察調査

2 補助金は前項の事業に要する交通費及び宿泊費等の実費を対象に、必要かつ相当と認めるものについて交付する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1企業について5万円を限度とする。ただし、他の団体(国及び地方公共団体等を含む)が実施する他の補助制度等の対象となった経費を除く。

(補助金の交付申請)

第6条 「補助金交付申請書」(様式1)に「企業自己分析調書」(様式2)を添付して提出する。なお、提出期限は別に定める。

(補助金の交付決定)

第7条 申請書の内容を審査し、交付決定を行い、申請者に対し通知する。この場合において、当協会は必要に応じて条件を付することができる。

(実績報告)

第8条 実績報告は、次により行うものとする。

(1) 「調査報告書」(様式3)の提出

ただし、企業ブースの訪問(セミナー聴講含む)が3社以上であること

(2) 「秋田県ブース調査報告書」(様式4)の提出

(3) 支出を証明できる書類(領収書の写し等)の提出

2 提出期限は、施策調査実施後2週間以内とする。ただし、当協会が特に認めた場合を除く。

3 実績報告の内容及び事業の実施状況等について、必要に応じて当協会は追跡調査を行うことができる。

(その他)

第9条 事業の実施等について、不適切と判断される場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の返還を求める場合がある。

2 この要領に定めるもののほか、この運用に関する事項は別に定める。

附則

この要領は、平成28年1月12日から施行する。